

産業構造審議会 教育イノベーション小委員会  
**学びの自律化・個別最適化WG**  
**事務局説明資料**

---

2021年2月25日（第4回WG）



# 目次

- 教育イノベーション小委員会の検討スケジュール
- 本日の主な議論事項【「場の選択肢」の拡充】
- 参考)「場の選択肢の拡充」関連リサーチ結果 (再掲)

---

参考) 「場の選択肢の拡充」関連  
リサーチ結果 (再掲)

# 「普通教育機会」としてのオルタナスクール拡大に向けた論点

## 前提

“オルタナスクール”を公的に整備し、多様な「教育機会」を確保することが重要

- 不登校の生徒は年々増加
- 不登校傾向も含めると全児童・生徒の10%存在

オルタナスクールへの公金支出には、現憲法上では「公の支配」は免れない(憲法89条)

- 教育機会確保法の成立過程でも、“学校教育に類する課程を置き、組織的、体系的な教育を行うもの”である必要性が国会で議論
- なお、教育機会確保の先進国オランダでも、私学の授業料無料と引き換えに規制・監督を実施

政府見解では「公の支配」の内実は「程度論」であるが、オルタナスクールへの公金支出には、どの程度の「支配」が必要なのかの基準はなく、議論の余地がある

## 産構審での議論のポイント

オルタナスクールに公金を支出するために、どの程度の「支配」(規制・監督)を設定するか？

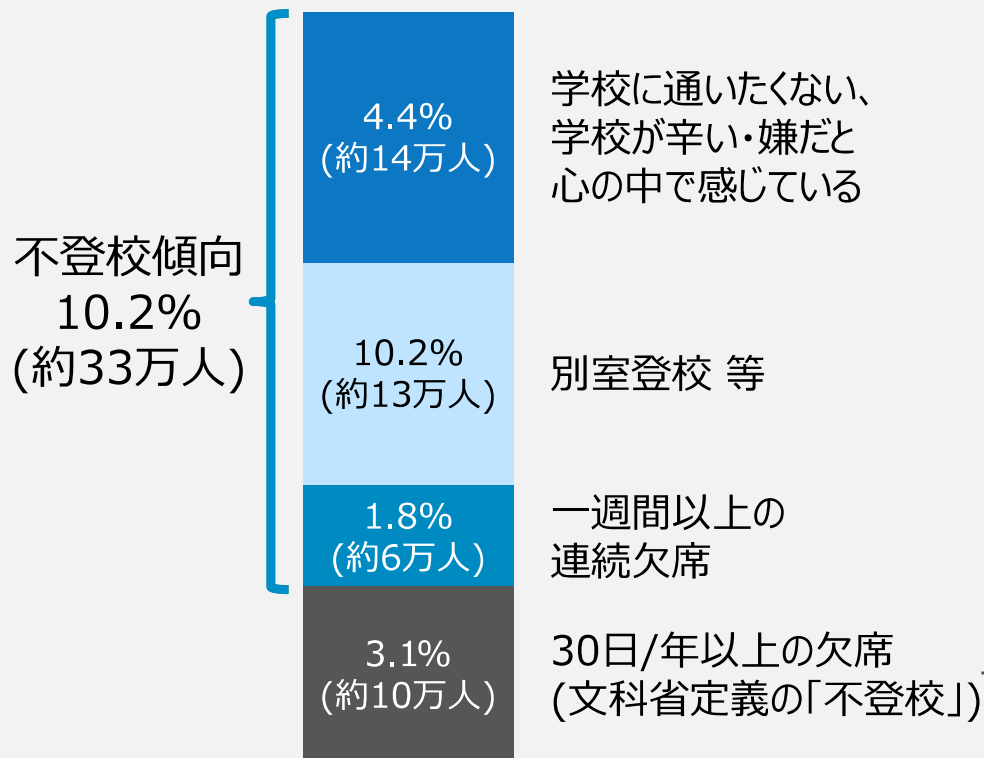
- オルタナスクールに公金を支出するには、どの程度の規制・監督が必要なのか？
- どこまでの規制・監督だったら、オルタナスクールは受け入れられるのか？



# 現状の「不登校(傾向)」の生徒数

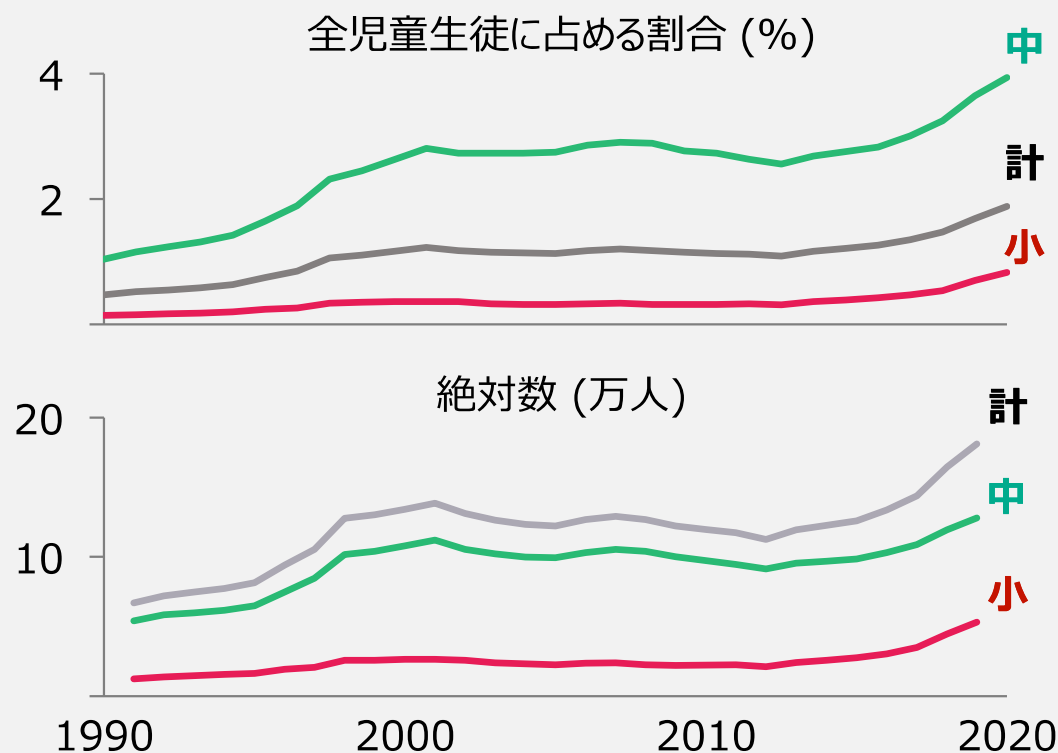
「不登校(傾向)」の生徒数 (中学校, 2018) <sup>1)</sup>

文科省定義の「不登校」が約10万人いるのに加え、「不登校傾向」の生徒も33万人(約10%)もいる



文科省定義の「不登校」の生徒数トレンド (小中学生) <sup>2)</sup>

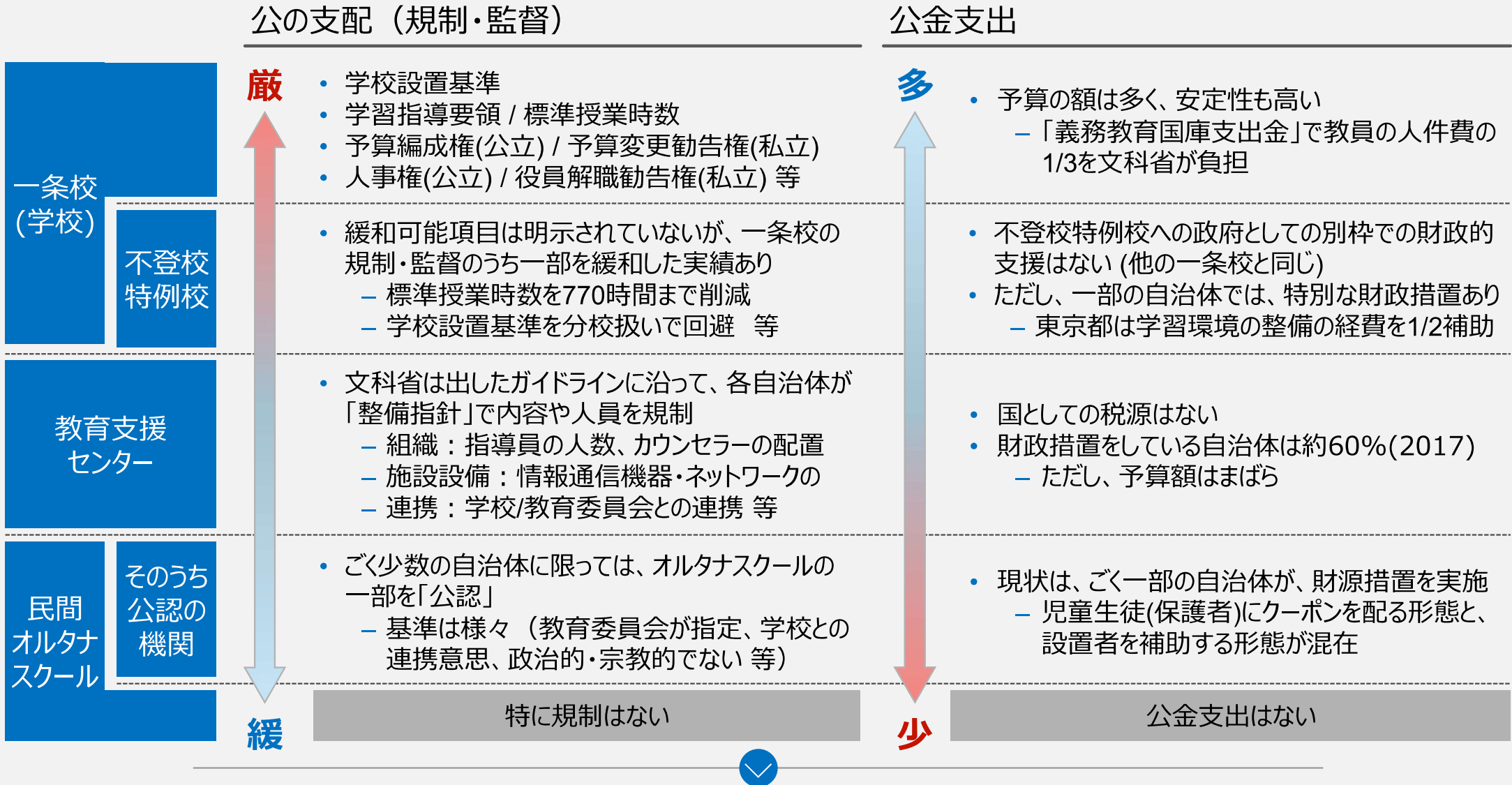
不登校の小中学生は1990年以降一貫して増加



学校だけでは生徒の教育機会を確保できない状況  
 国による“オルタナスクール” (学校外の教育機会) の確保が必要

Source: 1)日本財団「不登校傾向にある子どもの実態調査報告書」; 全国の中学生程度(12歳~15歳)6,500人を対象としたアンケート調査の結果 (有効回答6,450人)  
 2)文部科学省 令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について; 教育委員会等を通じ、全数調査をした結果

# 不登校の児童・生徒向けの現状の仕組み（まとめ）



自治体ベースでは認めているところもあるので、今のオルタナスクールでもバウチャー発行はできなくはない  
 ただし、国としてやるなら、文科省のこだわりと、オルタナスクールが許容できる制約の両方を見て、の落としどころを探る必要あり  
 なお、先行事例を見ると、指導員/専門家の人数、情報機器整備などは、質保証の基準として妥当な可能性  
 一方、内容面での“体系的な指導”の面や、“施設設備”を規制にどの程度含むかは、多様性の制約になりうる所以要議論

# フリースクールへの経済的支援に関する国会での議論

フリースクールへの経済的援助の可能性は国会でも議論されているが、規制・監督なくして公費支出の対象とはならないとの判断が示されており、この考えは教育機会確保法成立時も変わっていない

|  | 状況  | 概要  | 発言   |
|--|---|---|--|
| <p>フリースクールへの経済的支援と憲法89条との関係について</p>          | <p>2008年<br/>4月9日</p> <p>参議院<br/>決算<br/>委員会</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>フリースクールへの監督権限がない状況では難しい</li> <li>憲法26条の教育の権利は民間の自由な活動まで公費負担することまで求めていない</li> </ul> | <p><b>渡海紀三朗文部科学大臣の答弁</b></p> <p>“ 基本的には、私立学校等には所轄庁がその学校法人の解散命令を発することができる等というのが学校法人法等にしっかりと法律上も定めておりますし、そういった<b>監督権</b>とか<b>解散権</b>ですね、そういったものがしっかりと設定をされているわけでございます</p> <p>“ 一方、<b>フリースクール</b>というのは、これは<b>民間の自由な活動</b>といいますか、そういった活動で<b>ございますので、例えばそういう権限も国とか地方自治体というのは持ち得ないわけ</b>でございますから、<b>公の支配に属する</b>という、そういった<b>解釈をするのは非常に難しい</b>というふうに考えております</p> <p>“ また一方、支援でございますけれども、フリースクールに通所する不登校児童生徒等に対してその学費の一部というものを国や地方自治体が支援をすることについては、この26条の規定との関係が出てくるといふふうに考えております、小中学校における通常の学校においては授業料無償、これはいわゆる義務教育の負担でございますが、無償でやっておるわけでございますけれども、このフリースクール、先ほど申し上げましたように<b>民間の自由な活動というものを公費で負担する</b>ということまでは<b>26条も実は解釈上も含めないんじゃないか</b>というふうに考えておるところでございます</p> |
| <p>教育機会確保法成立に際し、フリースクールへの経済的援助への考え方を問う質問</p> | <p>2016年<br/>11月<br/>18日</p> <p>衆議院<br/>文部<br/>科学<br/>委員会</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織的、体系的な教育を行うのであれば、無償化の対象になり得る</li> <li>確保法附則に盛り込まれた経済的支援は個人を対象としている</li> </ul>    | <p><b>伊藤信久議員 (法案提出者) の答弁</b></p> <p>“ そのフリースクールが、<b>学校教育に類する課程を置き、組織的、体系的な教育を行うのであれば、教育費無償化法案の対象になり得るもの</b>と思われれます。しかしながら、補足ですけれども、残念ながら、現時点では、そのようなフリースクールは少ないものと認識しております</p> <p>“ この法律というのは、全体を通じ、個々の不登校児童生徒を支援の対象としておりまして、フリースクールという団体、施設自体を支援の対象とするものではありません。したがって、<b>経済的支援についても、個々の児童生徒及び保護者を対象</b>とすることを想定しており、<b>フリースクール等の民間の団体への経済的支援は想定しておりません</b></p>  |

# (参考) 私立学校への助成が憲法89条(公の支配)を満たすための要件

憲法89条は、「公の支配」に属さない教育事業への公金支出を禁じており、現在の私学助成は国が強い監督権限を持つことで可能になっている。しかしこの権限は時代とともに変化しており、これからも変わりうる

## 概要

憲法89条では、「公の支配」に属さない教育事業への公金支出を禁じている

- ・ “ 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。”

第二次世界戦後、私学への助成金が憲法89条に反するのではないか？との議論が続いた

- ・ 私学助成を拡大するとともに、憲法89条との関係性も問題視された
- ・ 最終的に、1975年の私立学校振興助成法で監督規定が強まったことで、議論は落ち着いた

現在では、私学助成は「公の支配」を満たしていると解釈され、憲法論的な議論は皆無に等しくなった

## 私立学校と「公の支配」に関する議論・立法過程

|        |           |   |             |
|--------|-----------|---|-------------|
| 1947年  | 学校教育法制定   | 私学に対する監督官庁の権限を規定した「私立学校令」が廃止され、学校教育法(1947年)が制定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算変更命令権、校長・教員解職権などが消滅</li> </ul>  | 疑念浮上 (GHQ等) |
| 1949年  | 私立学校法制定   | 私立学校法第59条の規定で、監督規定を厳格化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①業務・会計状況報告の徴収権</li> <li>・ ②予算変更の勧告権</li> <li>・ ③役員解職の勧告権</li> </ul>   | 解消          |
| 1955年頃 | 私学助成の拡大議論 | 私学助成を拡大する機運が高まり、憲法89条の規定は助成を踏まえた「程度論」であるとの考えも相まって、憲法89条に関して国会での議論が再燃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (需要側) 戦後の出生増で高校生・大学生が急増</li> <li>・ (供給側) インフレにより人件費含む経常費が増大</li> </ul>                            | 疑念浮上 (国会)   |
| 1970年  | 日本私学振興財団法 | 私立学校法に規定を追加し、厳格化しようとした <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私学への「立入検査権」</li> <li>・ 学科・収容定員増の「計画変更・中止勧告権」</li> <li>・ 「設備・授業等の変更命令権」</li> </ul> ただし私学団体の反対により、事実上「凍結」   | 解消しようとしたが失敗 |
| 1975年  | 私立学校振興助成法 | 「私立の自主性」と「公の支配」の綱引きを踏まえ、監督機能を新たに助成対象の私学のみに変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校法の監督規定を削除し、左記法に移行</li> </ul> その上で、新たに監督規定に下記を加え、監督を強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ④定員超過の是正命令権</li> </ul> | 解消          |



# (参考) 臨時私立学校振興方策調査会答申 (1966年)

私学助成と憲法89条との関係は、補助の程度に応じて必要な規制・監督を行うべきだという「程度論」との統一見解が示された。したがって、私学ほど大規模な補助を必要としないオルタナティブスクールは規制も弱いと考えられる

## 概要

時期： 1965年3月31日に設置  
1966年6月14日に答申を発表

## 設置背景

- 昭和30年代、私学財政が逼迫し、現行の私学振興策が不十分との批判が起こる
  - 学生数の急増
  - インフレ、人件費の高騰
- 文部省が文部大臣の諮問機関として設置
- 私学に対する経常費補助と、それに伴う規制のあり方等を検討

## 検討結果

- 私学助成自体の必要性は認めるものの、公金支出の適正確保は必要
- 私学助成の問題は補助のあり方に応じた規制・監督の「程度論」として意見が一致。
  - ただし、必要な規制の「程度」については見解が分かれた（補助範囲を拡大する場合、現行の規制・監督のままでは問題となる余地が残された）

## 第一部会報告『私立学校振興方策改善の基本方針について』

(私学助成の問題は補助のあり方に応じた規制・監督の「程度論」として意見が一致)



- “ 現行の私立学校に対する公の規制監督の程度で私立学校が憲法第89条でいう公の支配に属すると解し得るか否かは、基本的対立というよりは、『公の支配』の程度を憲法がどこまで要求しているかという、いわば程度の問題といえる。
- “ これについては、すでに私立学校法第59条、その他私立学校に対する助成のための法律が制定され、補助金その他の財政援助が行なわれていることからみても、憲法にいう『公の支配』とは私立学校の運営の根本的な方向を左右するような指示、干渉を公の機関からうけることまでを要求しているのではなく、私立学校の性質とこれに対する公的見地からの必要にてらし妥当な一定の規制が加えられることをもって足りるものと解されよう

(必要とされる規制の「程度」については、次のように見解が二分した)



- “ その一は、私立学校は現行の学校教育法、私立学校法その他の法令による規制および監督をうけることで憲法上の『公の支配』の要求をすでに満たしており、今後私学助成を強化する際、公金の有効適正な支出を確保する手段を強化すべきかどうか、そのような強化策が私立学校の自主性と調和できるかどうかは憲法論としてではなく、政策論として現実の必要性に即して検討がなされるべきであるとする意見である。
- “ 他の一は、私立学校の助成にあたり、憲法上必要とされる公的規制は、おおむね現在行なわれている程度の公的助成のあり方を前提とすれば、現行の程度で足りると考えられるが、将来経常費の助成のような進んだ助成方策が行なわれるような場合、その内容如何によっては、これに伴う公金使用適正確保の措置、およびその私立学校の自主性との調和の問題は、単に政策論としてではなく、憲法論としても問題となり得る余地があるであろうという意見である。

# 設置基準や標準授業時数を柔軟化する「不登校特例校」

不登校特例校の「特例」の内容は明示されていないが、既認可校では、学校設置基準を分校扱いでクリアする、標準授業時数を下回る、家庭学習による履修を認めるなど、柔軟な教育を行っている

## 概要

目的: 不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成すること

根拠: 学校教育法施行規則第56条に基づき文部科学大臣が指定

認定基準: 幅広い“特例”を認め得る表現

- “憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成のために編成された教育課程であること”

対象: 不登校の生徒

- 年間30日以上欠席が基準だが、その判断は学校側が行う
- 例えば断続的な不登校や不登校の傾向が見られる生徒も対象となり得る

設置数: 16校 (うち公立7校、私立9校)

## 既存の特例校の特徴

| 項目      | 内容   |
|---------|--|
| ハード 教員  | <ul style="list-style-type: none"><li>授業は教員2名以上で行う【洛風中学校】</li><li>教員のみならず、「サポーター」も設置【八王子市立高尾山学園】</li></ul>   |
| 設備      | <ul style="list-style-type: none"><li>学校設置基準は満たす必要あり<ul style="list-style-type: none"><li>図書室の設置に苦慮する例も【東京シューレ葛飾中学校】</li></ul></li><li>一方、<b>既存校の分校扱いとすることで初期費用を抑える抜道</b>も存在【調布市立第七中学校はしうち教室 等】<ul style="list-style-type: none"><li>ただし、現状は必要な学校設備が揃うまでの時限措置という扱い</li></ul></li></ul> |
| 予算      | <ul style="list-style-type: none"><li>他の公立・私立と同等の措置 (義務教育国庫負担金、私学助成金)</li><li>加えて、東京都では学習環境の整備に必要な経費を1/2補助</li></ul>   |
| ソフト 時間数 | <ul style="list-style-type: none"><li>標準授業時数(ex.小学6年生で1015時間/年)を下回ることができる</li><li>ただし、<b>総授業時数に最低ライン (ex.770時間) が存在</b>する可能性がある<ul style="list-style-type: none"><li>当初は700時間で申請するも、文科省の指摘により770時間に修正【東京シューレ葛飾中学校】</li><li>もともと総授業時数は770時間で申請【草潤中学校】</li></ul></li></ul>               |
| カリキュラム  | <ul style="list-style-type: none"><li><b>学習指導要領にとらわれない、特別な教育課程</b>を編成できる<ul style="list-style-type: none"><li>毎日登校するコースと家庭学習を基本にするコース、その混合の3コースを設置している【草潤中学校】</li><li>学年をさかのぼった内容を学習できる【福生第一中学校】</li></ul></li></ul>   |

# (参考)「不登校特例校」以外的一条校での障壁①：学校設置基準

オルタナスクールを一条校(学校)とするためには、学校設置基準のうち、特に施設・設備の部分が障壁となる

## 概要

「学校設置基準」は、学校教育法第3条の規定に基づく基準

- "1条校"として公的な補助を受けるために必要
- 学校を設置するのに必要な最低の基準であり、これに反すると学校を設置できない
  - 違反した場合変更命令規定あり(学校教育法14条)
  - 故意に違反した場合は閉鎖命令を受ける(同13条)
  - 罰則規定あり(143条)

## 学校設置基準の内容

### 章 基準内容

**学科** 学科の種類は普通科、専門学科、総合学科の3つ  
※学科の規定は高校のみに適応

**編制(体制)**

- 一学級は原則四十人以下
- 学級は、原則同学年で編制
- 教諭数は一学級当たり一人以上
  - 校長、副校長等が代替可(特別の事情がある場合)
  - 教員等は他の学校の教員等と兼務可(必要ある場合)

**施設・設備**

- 校舎/運動場/体育館を備えるのが原則
  - 原則同一地内又は隣接地であることも必要
  - 校舎/運動場の面積規定あり(原則別表<sup>1)</sup>以上)
- 教室/図書室/保健室/職員室が必要
  - 特別支援学級(小中のみ)、専門教育のための施設(高校のみ)も必要に応じて設置
- 指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備え、常に改善・補充することが必要

### オルタナスクール公認の障壁

オルタナスクールには「学年」が壁になる可能性があるが、学年の規定は柔軟解釈可能

- 例：過疎地域は法律<sup>2)</sup>に基づき2学年を1学級に編制するなど柔軟に対応

- 運動場がない
  - 共用等で確保できたとしても隣接地は難しい
- 図書室、保健室等の部屋が用意できない
  - 学校図書館法、学校保健安全法等の基準を満たす必要がある

Source: 学校設置基準(文部科学省HP)

Note: 1)校舎面積(40人以下の場合)小学校500㎡、中学校600㎡、高校(120人以下の場合)1200㎡  
運動場面積(240人以下の場合)小学校2400㎡、中学校3600㎡、高校(収容定員にかかわらず)8400㎡

2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

# (参考)「不登校特例校」以外的一条校での障壁②：標準授業時数

一条校(学校)として認可される小中学校は、年間の総授業時数や各教科ごとの授業時数の最低基準(標準授業時数)を守らなければならない。そのため、個別最適な学びが展開しにくい

## 概要

標準授業時数とは、義務教育段階の学校において、教育水準の維持・確保のために定められた最低基準

- 確保できない場合、文部科学省から是正指導が入る例あり<sup>1)</sup>

標準授業時数の根拠は、学校種毎に異なる

- 小学校：学校教育法施行規則第51条が根拠
  - 年間授業週数の下限は35週(小学1年生は34週)のため、例えば小学2年生の週ごとの授業数は26コマとなる
- 中学校：学校教育法施行規則第73条が根拠
  - 年間授業週数の下限は35週、中学1年生の週ごとの授業数は29コマ
- (参考) 高校：標準授業時数はない
  - ただし、卒業要件(三年以上の在籍/必修科目の履修/74単位以上の修得)あり

※1単位 = 35単位時間

※1単位時間 = 1コマ = 50分(小学校のみ45分)

## 小・中学校の標準授業時数

| 学年 | 国語  | 社会  | 算数/<br>数学 | 理科  | 生活/<br>総合 | 音楽 | 図工/<br>美術 | 家庭/<br>技術家<br>庭科 | 体育/<br>保健<br>体育 | 外国語/<br>外国語<br>活動 | 道徳 | 特別<br>活動 <sup>2)</sup> | 計    |
|----|-----|-----|-----------|-----|-----------|----|-----------|------------------|-----------------|-------------------|----|------------------------|------|
| 1  | 306 |     | 136       |     | 102       | 68 | 68        |                  | 102             |                   | 34 | 34                     | 850  |
| 2  | 315 |     | 175       |     | 105       | 70 | 70        |                  | 105             |                   | 35 | 35                     | 910  |
| 3  | 245 | 70  | 175       | 90  | 70        | 60 | 60        |                  | 105             | 35                | 35 | 35                     | 980  |
| 4  | 245 | 90  | 175       | 105 | 70        | 60 | 60        |                  | 105             | 35                | 35 | 35                     | 1015 |
| 5  | 175 | 100 | 175       | 105 | 70        | 50 | 50        | 60               | 90              | 70                | 35 | 35                     | 1015 |
| 6  | 175 | 105 | 175       | 105 | 70        | 50 | 50        | 55               | 90              | 70                | 35 | 35                     | 1015 |
| 1  | 140 | 105 | 140       | 105 | 50        | 45 | 45        | 70               | 105             | 140               | 35 | 35                     | 1015 |
| 2  | 140 | 105 | 105       | 140 | 70        | 35 | 35        | 70               | 105             | 140               | 35 | 35                     | 1015 |
| 3  | 105 | 140 | 140       | 140 | 70        | 35 | 35        | 35               | 105             | 140               | 35 | 35                     | 1015 |

Source: 学校教育法施行規則、各学習指導要領

Note: 1) [広島県教育委員会HP](#)、2) 学級活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動及び学校行事等

# (参考) 現在の不登校特例校16校 (1/3)

| 学校名                               | 開校           | 公/私 | 定員                                | カリキュラムの特徴  | 教員                 | 予算 (私立の場合学費)   |
|-----------------------------------|--------------|-----|-----------------------------------|--|--------------------|--|
| 八王子市立<br>高尾山学園<br>小学部・中学部         | 平成16年<br>4月  | 公立  | 不明<br>(R2.4月時点<br>在籍者130名<br>/全校) | <ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒のための市立小中一貫校。学年を超えた習熟度別ステップ学習や小学校1・2年次における「総合的な学習の時間」の導入、多様な体験活動等を行う</li> </ul>       | 事務職員<br>等含め<br>80名 | 不明   |
| 京都市立<br>洛風中学校                     | 平成16年<br>10月 | 公立  | 全校40名程<br>度                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>実社会と直結した実践的な体験活動</li> <li>京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくり活動</li> </ul>                                | 20名                | 不明   |
| 学科指導教室<br>「ASU」<br>(小・中学校)        | 平成16年<br>4月  | 公立  | 不明                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>学年を超えた習熟度別指導</li> <li>児童生徒の興味・関心に応じた多様な体験活動</li> </ul>                                      | 不明                 | 不明   |
| 星槎中学校                             | 平成17年<br>4月  | 私立  | 不明                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>個別指導計画を作成</li> <li>習熟度別クラス編成や体験学習等の導入</li> <li>授業時数を増やした指導</li> </ul>                       | 不明                 | 入学金: 210,000 円<br>施設維持費:<br>160,000 円<br>学校設備費:<br>150,000 円<br>授業料: 670,000 円/年 |
| 鹿児島城西<br>高等学校<br>普通科<br>(ドリームコース) | 平成18年<br>4月  | 私立  | 20名程度/<br>学年                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>「産業社会と人間」, 「進路研究 (自己理解)」等を学校設定科目として設け、不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒に、きめ細かな指導と弾力性を持った教育を提供する</li> </ul> | 不明                 | 入学金: 100,000円<br>授業料: 47,100円/月<br>後援会費: 1,500円/月<br>生徒会費: 700円/月                |
| 東京シューレ<br>葛飾中学校                   | 平成19年<br>4月  | 私立  | 全校120名                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」を新設し、話し合い、共に協力しあいながら、自分達のやりたいことを実現していく方法等を学ばせる</li> </ul>     | 不明                 | 不明   |



## (参考) 現在の不登校特例校16校 (2/3)

| 学校名           | 開校          | 公/私 | 定員     | カリキュラムの特徴  | 教員 | 予算 (私立の場合学費)  |
|---------------|-------------|-----|--------|--|----|---|
| 京都市立<br>洛友中学校 | 平成19年<br>4月 | 公立  | 15名程度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学齢超過の義務教育未修了者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して、学習意欲向上と集団への適応を目指す</li> </ul>   | 不明 | 不明  |
| NHK学園<br>高等学校 | 平成20年<br>4月 | 私立  | 不明     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「生活実習」や「職業技術科目」等により、実習・体験型の学習による達成経験の積み重ね等を通じて、生徒の社会性や自立性の育成、活動意欲や学習意欲の向上を促す</li> </ul>   | 不明 | 初年度納入金:<br>349,100円   |
| 星槎名古屋<br>中学校  | 平成24年<br>4月 | 私立  | 90名/学年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「基礎学力」及び「社会に適応する能力」向上を目指した特別な教育課程を編成し、指導を行う。また、生徒の興味や関心、適性をふまえた学習意欲を高めるための指導を充実するために特別な教育課程を編成し、指導を行う</li> </ul>                  | 不明 | 入学金: 200,000円<br>施設維持費:<br>60,000円/年<br>課外活動費:<br>84,000円/年<br>授業料: 390,000円/年                          |
| 星槎もみじ<br>中学校  | 平成26年<br>4月 | 私立  | 90名/学年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ベーシック」及び「ソーシャルスキルトレーニング」を教育課程に位置付け、個々の生徒の学習の到達度に合わせた指導を行うとともに、人間関係の構築に必要なスキルを重点的に指導することにより、「基礎学力」及び「社会に適応する能力」の向上を目指す</li> </ul> | 不明 | 初年度納入金:<br>290,000円<br>学費、積立金 等:<br>578,400円/年  |
| 西濃学園<br>中学校   | 平成29年<br>4月 | 私立  | 20名/学年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「コラボレイト」を新しく教育課程に位置付け、国語、社会及び総合的な学習の時間を融合した授業を実施する。寮を持つ学校であり、学習及び生活指導を一貫して行う</li> </ul>   | 不明 | 入学金: 200,000円<br>施設費: 50,000円<br>授業料:<br>(全寮制)<br>1,368,000円/年<br>(寮費・食費込)<br>(通学生)<br>745,920円/年 (食費込) |

# (参考) 現在の不登校特例校16校 (3/3)

| 学校名                                | 開校          | 公/私 | 定員          | カリキュラムの特徴   | 教員                                    | 予算 (私立の場合学費)   |
|------------------------------------|-------------|-----|-------------|---|---------------------------------------|--|
| 調布市立<br>第七中学校<br>(はしうち教室)          | 平成30年<br>4月 | 公立  | 不明          | <ul style="list-style-type: none"> <li>体験活動等で考えたこと等を、各教科で身に付けた力を活用し生徒の得意とする手法で独創的に表現する「表現科」や、不登校による未学習部分を補うため、一人一人の状況に合わせて学習を行う「個別学習」の時間を新しく教育課程として位置付ける</li> </ul> | 不明                                    | 不明   |
| 東京シューレ<br>江戸川小学校                   | 令和2年<br>4月  | 私立  | 全校70名       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「いろいろタイム」を教科として新設</li> <li>自然体験や文化体験等を通じて、学習意欲の向上や自主性・創造性・社会性を育成</li> </ul>  | 不明                                    | 不明   |
| 福生市立<br>福生第一中学校<br>(七組)            | 令和2年<br>4月  | 公立  | 20名         | <ul style="list-style-type: none"> <li>「プロジェクト学習」を教科として新設し、各教科を横断的・合科的に扱い、自分が興味を持ったことについて自ら探究し、自分なりの答えにたどり着くことにより、探究し続けられる力や自発的に行動する力の育成を目指す</li> </ul>             | 不明                                    | R2年度不登校対策<br>事業予算1,651万円                               |
| 岐阜市立<br>草澗中学校                      | 令和3年<br>4月  | 公立  | 全校40名<br>程度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「セルフデザイン」を教科として新設し、音楽、美術等において各自テーマを設定</li> <li>生徒の個性を伸ばし自己肯定感を育成</li> <li>一般校の年間授業時数 1,015時間に対し、770時間編成</li> </ul>           | 計20名<br>程度<br>(スクール<br>カウンセラー<br>等含む) | R2年度予算3,735万円  |
| 大田区立御園<br>中学校みらい<br>教室<br>(東京都大田区) | 令和3年<br>4月  | 公立  | 8名/学年       | <ul style="list-style-type: none"> <li>授業開始時間が遅い</li> <li>全教科の学習に対応</li> </ul>  | 正規の<br>中学校<br>教員3人の<br>他、講師等<br>を配置   | R3年度予算6,370万円<br>(講師やスクール<br>カウンセラーの<br>人件費、<br>施設整備費) |

# (参考)「不登校特例校」よりも「普通の学校」に近い「教育課程特例校」

教育課程特例校は、地域や学校の特色を活かしたカリキュラムを実施できる学校で、不登校特例校よりもはるかに多く存在（全国に1,768校）。「総授業時数」を確保する必要がある点で不登校特例校とは異なる

## 概要

目的: 学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため

根拠法: 学校教育法施行規則第55条の2

## 指定要件

- 学習指導要領の内容が適切に取り扱われていること
- **総授業時数が確保されていること**
- 生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に配慮がなされていること
- 保護者への経済的負担への配慮、機会均等の配慮がなされていること
- 生徒の転出入に配慮があること

設置数(R3.4.1現在):

- 指定件数: 207件
- 指定学校数: 1,768校

## 特例により創設された授業内容 (例)

| 分類 | 学校名            | 縮減科目          | 新設科目           | 内容  |
|----|----------------|---------------|----------------|---|
| 国立 | 大阪教育大付属池田小学校   | 生、総、特         | 安全科            | 不審者侵入を想定した避難訓練や災害時の対応を学ぶ                              |
| 公立 | 北海道羅臼町立の小中学校   | 国、社、理、生、図、外、総 | 知床学            | 地域に生息するヒグマの生態や基幹産業である水産業について学ぶ                        |
|    | 宮城県立多賀城高校災害科学科 | 家庭基礎、保健、社会と情報 | くらしと安全 A・情報と災害 | 災害時に生死を分けた情報の収集・活用・発信により科学的思考の基礎となる情報の取り扱い方法を学ぶ       |
|    | 福島県郡山市立の各小学校   | 生、総           | プログラミング学習      | 3～6学年にプログラミング教育を導入、ビジュアル型プログラミング言語、ロボット型教材の活用による学習を行う |
|    | 新潟県南魚沼市立の各小学校  | 生、外、外活、総      | 国際科            | 世界各国の伝統・文化を学んだり、日本の文化を海外からの留学生等に伝える活動を行う              |
|    | 長野県諏訪市立の小中学校   | 生、図、美、技・家、総   | 相手意識に立つものづくり科  | 家具や日用品等の作品を制作し、工業メッセに出品する                             |
| 私立 | 開智日本橋学園中学校     | なし            | なし             | 既存教科(中3美術)を英語で実施                                      |